

## 米軍人による暴行事件に対する意見書

沖縄防衛局より10月29日午後11時40分頃から翌30日午前0時2分頃にかけて、北谷町北谷の歩道上にて在沖米軍キャンプ・フォスター所属の米海軍3等兵曹（22歳）が北中城村の男性に暴行事件を起こし現行犯逮捕されたとして連絡があった。

被疑者は通りすがりの面識のない男性に対して背後から押し倒し、首を絞めるなどの暴行を加えた。被害者は首に全治2週間のけがを負っており、警察官の到着が遅れていれば深刻な事態になっていた可能性もあり、町民に大きな衝撃と恐怖を与えるものである。

これまでも、米軍人・軍属による事件や事故に対して再三再四、厳重に抗議し、再発防止を求めてきたが、止むことのない現状に対して、米軍内部の組織統制は機能しているとは言えず、米軍の教育訓練等の果たしている役割が意味をなしていないのは明白である。

また、10月27日にも北谷町北谷の路上にて飲酒運転をしたとして米軍人が逮捕される事件が発生したことから、関係機関に対して抗議・要請を行ったばかりである。

このように米軍の取り組みの成果が実感できない状況は極めて遺憾であり、改めて日米両政府によって繰り返される「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉や実効性の伴わない小手先の手法でごまかし続け、またしてもこのような事件が発生したことに激しい怒りをもって抗議をするものである。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化させること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施させること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年11月18日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長